九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近世日朝関係における外交文書管理体制の研究

藤本，健太郎

https://hdl.handle.net/2324/2235992

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (2)

平成 31 年 2 月 21 日（木）

近世日朝関係における外交文書管理体制の研究　概要

3LT15006E　藤本　健太郎

1、目的

近世日朝関係において外交文書の作成や点検業務に関わった、以酊庵僧、東向寺僧、朝鮮方真文役などの役割に着目するとともに、彼らによって担われていた一連の業務を、近世日朝関係における「外交文書管理体制」と定義することで、近世日朝両国間の外交文書を介した外交活動に、彼ら臨済宗僧侶や儒者が果たした役割を明らかにしようと試みるもの。

2、背景

前近代の東アジア世界における外交文書の遣り取りは、その多くが漢文を共通言語として、相手に応じて、外交文書中で用いられる文字の書き出し位置や使用される語句を使い分けることで、視覚的にお互いの上下関係を明確に示し、両国間の交渉が行われていた。

外交文書中における文字の高下や位置、配列などは、国家の体面に関わる重大事であった上に、日本側と朝鮮側の間ではそれぞれに、外交文書中での使用が忌避される文字が存在していたことから、相手側から外交文書が到来した場合には、その文面や使用されている文字の画数や点に至るまで吟味を行い、不適当な文面の外交文書があれば、相手方に返却して書き直しさせる必要があった。

そのため、相手国との貿易及び外交交渉を進める上で、外交文書の起草（相手国との関係性に応じた、漢文等の故実に知悉した教養を有する人物による文面の執筆）、点検（「吟味」とも。相手国に対して不適切な外交文書を渡さない、相手国から受け取らない）、記録（先例事項の蓄積）などの業務は、一つ一つが欠くことのできないものであり、これらの適切な運用こそが、前近代の東アジア世界において両国間の外交関係を維持するためにも重要であった。

近世日朝関係においては、朝鮮との外交関係を委任されていた対馬藩に対し、幕府から派遣された京都五山の僧侶（以酊庵僧）や、対馬島内で儒学や筆道の教育を受け養成されていた、臨済宗の僧侶（東向寺僧）が外交文書の起草、点検業務を行っていた。

加えて、対馬藩の藩政機構においても朝鮮方という他藩にはみられない独自の部署が設けられ、朝鮮との外交交渉や外交文書の点検を行っていた。この朝鮮方には『交隣提醒』を著した雨森芳洲をはじめとする真文役と呼ばれる人々がその任に当たっていた。

3、先行研究と今後の課題

しかしながら、現時点でそれら近世日朝関係の外交文書管理体制について扱った研究は、必ずしも進捗が著しい分野とはいえず、未だ研究が尽くされていない部分も数多く残されている。こうした研究状況を示したものとしては、田中健夫氏による『前近代の国際交流と外交文書』（吉川弘文館、一九九六年）がある。同書の二九〇～二九一頁において、田中氏が主要な論点として挙げている六つの項目は、同書の発刊当時の日朝関係史上における外交文書研究の課題を挙げたものである。

このうち、近世期に限定して課題点を整理すると、外交文書の作成者の専門性に関する問題、近世以降の外交文書の作成者として禅僧以外の人材が参加した点、外交文書作成者による指南書・参考書・文書集

の編纂の三点がこれに該当する。

これらについては、代表的なものを掲げると外交文書の作成者の専門性に関する問題、近世以降の外交文書の作成者として禅僧以外の人材が参加した点に対応するものとして、対馬藩朝鮮方の外交担当部署として役割の見直しを迫った、泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』（関西大学東西学術研究所、一九九七年）及び近世日朝関係において外交文書の「監察役」を担った以酊庵僧の位置づけについて再検証した、池内敏「以酊庵輪番制考」（『歴史の理論と教育』第一二九・一三〇合併号、二〇〇八年）がある。

さらに外交文書作成者による指南書・参考書・文書集の編纂に対応するものとして、対馬藩朝鮮方による『分類紀事大綱』の編纂過程を論じた、田代和生『日朝交易と対馬藩』（創文社、二〇〇七年）などの成果が蓄積されている。

しかしながら、およそ二六〇年もの長きにわたって継続されてきた、対馬藩による外交文書の往復にかかる起草、点検、記録などの業務の担い手は、以降で論じるように、時代や状況の変化に応じて多様な変遷を遂げてきたこともあって、いずれか一つの業務をとっても、一概に近世期全般の傾向として議論することが難しい部分が存在している。特定の時期の状況を点描した研究成果のみでは、これら研究課題に対する適切な回答がなされたと評価することはできないであろう。

つまり、現段階において、一九九六年に田中氏によって提示された、近世日朝関係の外交文書の往復に関する課題を包括して検討した研究は存在していないと考えられる。これらの課題解決を図ることで、近世日朝関係における外交文書管理体制を、近世期を通じた一連の流れとして理解し、議論を行うことは、今後の日朝関係史の研究の進展を図る上で、極めて重要なものとして位置するものと考えられる。

4、各章の概要

以上の課題意識に基づき、近世初期から末期までの近世日朝関係における外交文書の起草、点検、記録などの業務に関連する七つの論文を執筆し、主に対馬藩政史料の分析をもとに、新たに判明した事実関係の提示や先行研究の補足・再検討を試みている。

本研究は七章構成であり、検討対象とする時期は、一七世紀初頭から一九世紀中頃までのおよそ二六〇年間である。各章の概要は以下のとおり。

第一章「一七世紀前期の日朝関係における「管文書」について」は一七世紀の対馬藩において、慶長一二（一六〇七）年、元和三（一六一七）年、寛永元（一六二四）年の三回にわたって行われた朝鮮使節（回答兼刷還使）の聘礼時、朝鮮使節から対馬藩側の「管文書」として認識されていた、景轍玄蘇、島川内匠、規伯玄方の活動を中心として、関係史料を用いながら、彼ら「管文書」が朝鮮使節聘礼時に、外交文書の取扱担当者として担った役割について検討した。

第二章「近世日朝間における外交文書の往復の流れと吟味」は、それまでの先行研究において明確に言及されてこなかった、近世日朝関係史における外交文書の往復過程について、享保一三（一七二八）年に対馬藩から朝鮮側に派遣された外交使節を一例として、一通の外交文書が作成されてから倭館に到来し、数度にわたる点検業務（「吟味」）を経て受渡しを済ませた後、外交使節が国元に帰国するまでの経過を、国元と倭館双方の史料上から追跡し、明らかにした。

第三章「対馬藩朝鮮方の成立過程について―以酊庵輪番僧・東向寺勤番僧との関係を中心に―」は、享保五（一七二〇）年に「朝鮮向御用」を担当する部署として成立した朝鮮方、とりわけ対朝鮮外交文書の起草や点検に従事した真文役の業務に着目し、朝鮮方の外交実務への関与形態と、対馬藩における朝鮮方の位置づけについて、同じく外交文書の起草や点検を国元や倭館で行っていた、以酊庵僧や東向寺僧との比較から検討を行ったものである。

第四章「対馬藩真文役の学問と系譜」は対馬藩政史料のうち「奉公帳」、「家業人帳」、「出勤録」などに掲載されている真文役の人名、事蹟に関する統計資料の作成を通じ、対馬藩においてどのような人材が真文役として教育を受け、日朝間の外交実務を担っていたのか、整理・把握を行った。

第五章「一八世紀後期における東向寺勤番制と倭館館守戸田頼母」は、外交文書の不吟味（点検の錯誤）や人材不足が原因となり、朝鮮御用支配（対朝鮮関係の役儀を所管した年寄家老）から力量低下を指摘されるようになっていた東向寺僧に対して、国元で行われた清書役中（東向寺僧の出身母体）への筆道儒学指導や、倭館での外交文書点検のための手引書編纂などの取組に注目し、当該時期に国元と倭館双方において、東向寺勤番制の体制整備が図られた背景について分析した。

第六章「一九世紀の対馬藩による清書役僧への儒学修行指南」は、一八世紀に至り外交文書の取扱者としての力量不足を指摘されるようになった、東向寺僧及び清書役僧について、一九世紀以降、対馬藩の寺社方や朝鮮方がいかなる意図・手段でもって彼らの教導体制を再編しようと試みたかを、弘化四年の「儒学修行指南方」派遣を一つの契機として検討し、東向寺僧及び清書役僧が期待された役割について論じたものである。

第七章「以酊庵輪番制の廃止と対馬藩の対応」では、慶応二（一八六六）年から慶応三（一八六七）年にかけて行われた以酊庵輪番制の廃止を契機として、それまで以酊庵僧が担ってきた日朝間の外交文書往復に関する、外交文書の草案作成や翻刻、記録といった業務の担い手が、以酊庵僧から対馬藩朝鮮方へと移行するまでの経過を分析した。

5、研究のまとめ

近世日朝関係における外交文書管理体制の運用を担った、外交文書取扱担当者の主体、そして彼らが担った役割の変遷については、本研究による検討の結果、序章で提示した課題と照らし合わせると、以下のような特徴を見出すことができる。

・外交文書取扱担当者の専門性・禅僧以外の人材の参画

一七世紀前期に挙行された朝鮮使節聘礼時の外交文書取扱担当者は、景轍玄蘇や規伯玄方など、対馬府中の以酊庵に在住する禅僧であり、場合によっては島川内匠など対馬藩士もこれに携わっていた。対馬藩は彼らの存在を基盤として、外交文書の偽造を含めた形で、近世日朝関係における外交文書管理体制の運用を可能としていたが、柳川一件の処罰によって、彼ら近世初期に活動した外交文書取扱担当者は、対馬藩の利益や意向を直接代弁するようなことがないよう除外され、その機能は大きく制約を受け

るに至った。

しかしながら、その後も所領および朝鮮との外交権を従来通り保障された対馬藩にとって、外交文書の取扱いができる人材の確保は急務であった。そのため対馬藩から幕府に対する依頼を受けて、京都五山の碩学僧が対馬に派遣され、外交文書の起草・翻刻に従事させる以酊庵輪番制が導入されるに至った。寛永年間の対馬藩政記録からは、対朝鮮外交文書の起草及び翻刻にあたって、対馬藩主と以酊庵輪番僧とが直接、外交文書中の文面や文体について勘案を行っていたことが先行研究によっても述べられている（泉澄一『対馬藩の研究』関西大学出版部、二〇〇二年、四六〇～四六一頁）。

一方、少なくとも承応二（一六五三）年から、以酊庵輪番制に加えて東向寺勤番制が始まり、対馬藩の朝鮮における出先機関である倭館でも、対馬島内出身の臨済宗僧侶による、外交文書の吟味や記録が行われるようになった。

さらに、享保五（一七二〇）年には朝鮮方が設置され、雨森芳洲や松浦霞沼などの儒者が、その後、真文役や朝鮮方佐役として登用されるに至って、対馬藩の外交文書の遣り取りに関する体制整備が進められた。彼ら招聘儒者の召し抱えや彼らによる後進への学問稽古が行われたことで、対馬藩はその後も真文役となるべき人材を、対馬島内で自給することが可能となった。一七世紀末から一八世紀前期までを契機として、対馬藩の外交文書取扱担当者に禅僧以外の人材が継続して供給されるようになったのである。

対馬藩真文役は倭館での外交文書の点検業務や、東向寺僧の出身母体である清書役僧への儒学修行指南、幕末期における以酊庵輪番僧の対馬退去後における外交文書の起草業務の代行など、近世日朝関係における外交文書管理体制の中で欠くことのできない役割を果たすようになってゆく。

しかしながら、対馬藩真文役が外交文書管理体制へ深く関与した事実は、その後の近世日朝関係において以酊庵僧や東向寺僧の役割が低下したことを意味するわけではない。一八世紀後期に顕在化した東向寺僧の不吟味という課題に対して、彼らの再教育、真文役の介入などといった人的補強で解決を図ろうとする朝鮮御用支配や倭館館守の動きからは、外交文書の吟味や記録、保管などの役割を担った東向寺僧の重要性というものが見てとれる。

対馬藩にとって、倭館や国元で外交文書の授受を行う上で、その吟味や改撰などを一括して担当した以酊庵僧や東向寺僧もまた、倭館の業務を円滑に遂行する上で、欠くことのできない存在であった。近世日朝関係においては以酊庵僧・東向寺僧・真文役の三者を基軸として、日朝両国間の漢文（真文）で執筆された外交文書による意思疎通が図られていたのである。

・外交文書取扱担当者による指南書・参考書・文書集の編纂

禅僧による文書集の編纂としては、近世期に編纂が始められた書物のうち、成立年次が古いものとして、寛永一三（一六三六）年の以酊庵輪番制の導入後、以酊庵僧が在任中に取り扱った日朝間往復外交文書を記録した「本邦朝鮮往復書」が挙げられる。また、倭館においては東向寺僧も対馬藩から朝鮮へ派遣される年例及び臨時使節がもたらす日朝間の外交文書を「両国往復書謄」として収録していた。「本邦朝鮮往復書」は慶応四（一八六八）年まで、「両国往復書謄」は明治三（一八七〇）年まで編纂が続けられていた。このうち「本邦朝鮮往復書」については慶応二（一八六六）年から慶応三（一八六七）年における以酊庵輪番制の廃止後、その職掌を継承した対馬藩の真文役（含経験者）からなる御書翰草稿方によって、外交文書の記録が引き継がれていた形跡をうかがうことができる。

一八世紀以降に至ると、「本邦朝鮮往復書」や「両国往復書謄」といった文書集の編纂に加えて、真文役による指南書や参考書の編纂も行われるようになる。このうち、一八世紀前期に朝鮮方佐役や真文役を務めた、松浦霞沼による外交先例集の編纂については、応安元（一三六八）年から享保元（一七一六）年に至るまでの日朝関係の外交実務に関わる外交文書を書き記し、注釈を加えた『朝鮮通交大紀』が知られている。

霞沼の同役であった越常右衛門は享保六（一七二一）年以降、朝鮮との外交交渉にかかる諸事を細目ごとにまとめた『分類紀事大綱』の編纂を開始した。当該事業は常右衛門の死後も天保九（一八三八）年に至るまで一二〇年以上にわたり継続して行われた。霞沼と常右衛門は他にも、主に日朝間で取り交わされる外交文書に記載されるべきでない、諱字や嫌字をまとめ、注釈を加えた「御書翰嫌字覚書」の編纂などにも従事している。

その後も、対馬藩による外交先例集の編纂としては、対馬藩の朝鮮における出先機関である倭館でも、佐々木恵吉による東向寺僧の外交文書吟味における文字の高下に関しての書式の配置、そして「両国往復書謄」中に含まれる定例外の外交文書についての目録を収めた「日韓往復書式及往復目録」、原田祐助による倭館の館守と朝鮮側の日本語通訳である訓導・別差との間で取り交わされた、館守方の真文書状をまとめた「真文跡留」の著述が進められ、真文役によって外交文書の吟味に携わる上での手引書が蓄積されていった。

寛永一二（一六三五）年の柳川一件を契機として、以酊庵輪番制が導入されると、時を同じくして倭館での東向寺勤番制が開始された。このように倭館と国元において、二通りの外交文書点検のための仕組みが構築された理由としては、対朝鮮外交文書の作成・点検業務を幕府から派遣された以酊庵僧に依存してしまうのではなく、対馬藩が自らの意図を外交交渉に反映するためにも、独自に外交文書の作成・管理業務を遂行することができる存在（東向寺僧）を希求したことがその背景として考えられる。

このような状況下で享保五（一七二〇）年に設立されたのが朝鮮方であった。初期の朝鮮方を構成した人員の中には以酊庵僧に比肩するほどの知識を持った儒学者が家業人として相次いで招聘され、真文役として対馬藩内部での儒学者の養成や、外交記録集の作成、さらには倭館東向寺僧の職務代行や以酊庵僧との折衝に至るまで、多岐にわたる外交実務を遂行した。

まとめとして、近世日朝関係における外交文書管理体制は、真文（漢文）文書による外交文書の遣り取りという枠組みの中で、一八世紀以降禅僧による作成・点検業務の遂行という形式を残しながらも、それを対馬藩の官僚組織が下支えするという、二重構造によって運営されていたと結論付けることができる。